

業務部速報

発信者》JREU

仙台地本業務部 / 湯ノ目

〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡1-4-3

TEL 022-297-0155

FAX 022-291-3070

JR 031-3981~3

FAX 031-3980

2019年 5月 21日

申13号「会津若松地区管理体制の見直しについて」に関する申し入れ 団体交渉

5月21日申13号「会津若松地区管理体制の見直しについて」に関する申し入れの団体交渉を行いました。交渉の議論概要を記載します。不明な点等ございましたら、地本業務部に連絡を下さい。

(1項)今施策の目的を明らかにすること。

(回答)当社を取り巻く環境の変化やお客さまのご利用状況等を総合的に勘案し、より効率的な業務執行体制を構築していく考えである。

【議論内容】・回答のとおり、提案でもあったとおり、会津坂下駅エリアでは年齢構成が上がっており、現行助勤で運用している。会津若松エリア一体となり、少しでも柔軟な運営を目指す。関係職を「管理・一般」とし、只見線の復旧の過程も含めて、若手の勉強の機会としたい。

(2項)只見線の復旧・設備投資(改修)計画などについて明らかにすること。

(回答)只見線については、鉄道での復旧工事を進めているところである。

【議論内容】・2021年までまずは線路を復旧し、その後運転再開。(現行では第5、6、7、8只見川橋梁復旧に着手。工事は計画的に進んでいる。)(実行計画にも載っているCTC化(設計)についてはいつからという計画には上がっていない)…まずは復旧優先。

(3項)今施策に伴う社員運用(在勤指定有無・助勤駅、箇所、数・対象職)や見習い方法・回数、異常時対応方法・教育、物品管理等について具体的に明らかにすること。また、特に通勤に関して課題があるので、手当てすること。

(回答)必要な業務執行体制を確保していく。また、通勤については、現行どおりの取り扱いとなる。

【議論内容】・在勤指定箇所については、本人の環境に配慮して行う。(この間も配慮していたし、今後も配慮していく。)・見習いは基本3回、本人の不安申告には応える。・異常時対応については安全の確保の為、異常時対応等基本は一人で出来るように教育する。マニュアルなどは既に整備してある。フォローなども行う。異常時対応等、不安時の確認、連絡箇所の一覧表は既にある。(投排雪保守用車取扱、後追線閉等の特殊な取り扱いは認識していて、今後も勉強していく)・物品管理については現行と変わらない形となるが最終権限は変わるが、実務的には変わらない。・勤務作成についてスタート時は大きく変わらないが、状況を見て柔軟に変えられる。・西若松駅の業務については、一定の習熟が必要だという認識を持っている。・通勤に関して現行どおりとは、自動車通勤、通勤手当、通勤超勤(36超勤外)の取扱い方であり、以前だが天候不良など不測の事態への措置、やむを得ない場合は現場長の判断(宿泊等)をしてきたことがある。・勤務に関しては、一定の方の負担とならないように同じような間隔で勤務(箇所)を入れるようにする。・今施策により、作業ダイヤは大きく変わらない。

(4項)今施策に関連し、働きがいの向上などの為、職場環境(休憩室・休養室・風呂・トイレ・見習い時の宿泊箇所)・労働条件を改善させること。

(回答)現行の設備で対応することとなる。

【議論内容】・西若松駅の休憩室量の老朽取替とウォシュレット設置を求め、西若松見習い時宿泊箇所の改善を求めました。(西若松見習い時宿泊箇所改善は難しい)・ソファベッドの設置等、職場の声を聞いて改善などやれることはやっていきたい。

(5項)施策実施に伴い、問題・課題が発生した場合は解決すること。

(回答)具体的な提起があれば、「労使間の取扱いに関する協約(平成30年10月1日締結)」に則り、取り扱うこととなる。